

条例第15条ただし書の運用に関する事例

(視覚障害者誘導ブロック)

1	自動車教習所の例
<p>(内容) 自動車教習所の出入口から受付（案内設備）までの経路のうち1以上を、視覚障害者利用円滑化経路とするための「視覚障害者誘導用ブロック」は、敷設しなくても可とした。</p> <p>(適合とした判断根拠) A施設には、施設の性格上視覚障害者が訪れるケースはほとんどない。 視覚障害者が来所した場合には、A施設では、施設職員の案内により対応することとしている。 このため、当ケースでは、人的対応は十分可能であると判断し、人的対応を条件に適合とした。</p>	
2	社会福祉施設（特別養護老人ホーム）の例（山間部・郊外型）
<p>(内容) 道等から案内設備までの経路のうち1以上を、視覚障害者利用円滑化経路とするための「視覚障害者誘導用ブロック」は、敷設しなくても可とした。</p> <p>(適合とした判断根拠) B施設は山間部にあり、歩道のない急な坂道を視覚障害者が単独で歩行して来所することが困難な場所に位置している。 視覚障害者が来所した場合には、B施設では、施設職員の案内により対応することとしている。 このため、当ケースでは、人的対応は十分可能であると判断し、人的対応を条件に適合とした。</p>	
3	社会福祉施設（特別養護老人ホーム）の例
<p>(内容) 道等から案内設備までの経路に「視覚障害者用誘導ブロック」は敷設しなくても可とした。</p> <p>(適合とした判断根拠) C施設は、市街地近郊にある。C施設では、事務室から敷地内の出入り口が容易に視認でき、敷地出入口付近にインターホンを設置することとしている。 視覚障害者が来所した場合には、C施設では、施設職員の案内により対応することとしている。 このため、当ケースでは、人的対応は十分可能であると判断し、人的対応を条件に適合とした。 (※「事務室から敷地出入口の視認性の確保」「インターホンの設置」のどちらか一方を満たせば、ただし書きの活用は可能である。)</p>	

4	葬祭場の例（郊外型）
<p>(内容) 出入り口から敷地に接する道路までの経路のうち、出入り口を除き、視覚障害者利用円滑化経路とするための「視覚障害者誘導用ブロック」は、敷設しなくても可とした。</p> <p>(適合とした判断根拠) D施設は郊外にあり、来場者は送迎車等を主として利用しているが、施設の性格上利用者が親族や知人等となることが多く、視覚障害者が介添えなしで来場するケースはほとんどない。 視覚障害者が単独で来場した場合には、D施設では、施設職員の案内により対応することとしている。 このため、当ケースでは、人的対応は十分可能であると判断し、人的対応を条件に適合とした。</p>	
5	診療所の例
<p>(内容) 案内設備までの経路に、1以上の視覚障害者利用円滑化経路とするための「視覚障害者誘導用ブロック」は、設置しなくても可とした。</p> <p>(適合とした判断根拠) E施設の利用者は足の不自由な高齢者が多く、「視覚障害者誘導用ブロック」が障害となる場合が少なくない。 E施設では、受付等から出入り口（玄関）が容易に視認でき、かつ、インターホンを設置することとしており、視覚障害者が来院した場合には、施設職員の案内により対応することとしている。 このため、当ケースでは、人的対応は十分可能であると判断し、人的対応を条件に適合とした。 （※「受付等から出入口の視認性の確保」「インターホンの設置」のどちらか一方を満たせば、ただし書きの活用は可能である。）</p>	
6	セレモニーホール（約 200 m ² ）の例
<p>(内容) 案内設備までの経路に「視覚障害者誘導用ブロック」は、設置しなくても可とした。</p> <p>(適合とした判断根拠) F施設の性格上、利用者は親族や知人等となるが、視覚障害者が利用する場合は、親族や知人等が介添えする場合がほとんどである。 F施設では、受付等から出入り口（玄関）が容易に視認でき、視覚障害者が単独で来場した場合には、施設職員の案内により対応することとしている。 このため、当ケースでは、人的対応は十分可能であると判断し、人的対応を条件に適合とした。</p>	

7	グループホーム（延床面積941㎡）の例
<p>(内容)</p> <p>1 施設への出入り口から受付までの経路のうち1以上を視覚障害者利用円滑化経路とするための「視覚障害者誘導用ブロック」は、敷設しなくても可とした。</p> <p>2 施設内の廊下及び階段に設置する「視覚障害者誘導用ブロック」は、敷設しなくても可とした。</p> <p>(適合とした判断根拠)</p> <p>1 対象の施設は、受付等から施設の出入り口（玄関）が容易に視認でき、かつ、インターホンを設置することにより視覚障害者が来所した場合には、施設職員の案内により対応することとしている。 （※「事務室から施設出入口の視認性の確保」「インターホンの設置」のどちらか一方を満たせば、ただし書きの活用は可能である。）</p> <p>2 対象の施設内の廊下・階段に設置する「視覚障害者誘導用ブロック」が、視覚障害者以外の人には、つまづきや転倒の原因なりやすいことから視覚障害者が来所した場合には、施設職員の案内により対応することとしている。 このため、当ケースでは、人的対応は十分可能であると判断し、人的対応を条件に適合とした。</p>	
8	保育園（用途面積：300㎡以上）の例
<p>(内容)</p> <p>直接地上へ通ずる出入り口から道に至る1以上の通路に、視覚障害者利用円滑化経路とするための「視覚障害者誘導用ブロック」は、敷設しなくても可とした。</p> <p>(適合とした判断根拠)</p> <p>対象の施設の性格上、不審者の進入防止のため敷地出入り口の門は常時閉鎖とし、来園者にはインターホンで対応することとしている。 視覚障害者が単独で来園した場合には、H施設では、施設職員の案内により対応することとしている。 このため、当ケースでは、人的対応は十分可能であると判断し、人的対応を条件に適合とした。</p>	

9	自治会集会場の例
<p>(内容) 自治会集会場の道路から玄関までの経路への「視覚障害者誘導用ブロック」及び階段の段がある部分の上端への「点状ブロック」は、設置しなくても可とした。</p> <p>(適合とした判断根拠) 対象の施設は、施設の性格上、視覚障害者が単独で利用することはない。視覚障害者が来場した場合には、I自治会では、施設利用に当たって他の利用者の介添えにより対応することとしている。 このため、当ケースでは、人的対応は十分可能であると判断し、人的対応を条件に適合とした。</p>	
10	遊技場（パチンコ店 用途面積：500㎡以上）の例
<p>(内容) 建築物の出入り口から案内設備までの経路のうち、1以上を視覚障害者利用円滑化経路とするための「視覚障害者誘導用ブロック」は、敷設しなくても可とした。</p> <p>(適合とした判断根拠) 対象の施設の出入り口は道路に面しており、営業時間中は常時勤務者がいる店舗内から出入り口が容易に視認できる。視覚障害者が単独で来店した場合には、J施設では従業員の案内により対応することとしている。 このため、当ケースでは、人的対応は十分可能であると判断し、人的対応を条件に適合とした。</p>	
11	社会福祉施設（特別養護老人ホーム）の例
<p>(内容) 施設内における階段上部の点状ブロック等について敷設しなくても可とした。</p> <p>(適合とした判断根拠) 施設では高齢者が利用することを鑑み、躓きや雨天時等の滑り転倒の危険性を排除するため、施設職員の介助により対応するものとする。 このため、当ケースでは、人的対応は十分可能であると判断し、人的対応を条件に適合とした。</p>	

(利用円滑化経路内の段)

1	町営温泉会館の例
<p>(内容) 町営温泉会館の不特定多数の者が利用する室(廊下との高低差40~50cmの畳敷きの室)の出入り口の構造について、車いす使用者が通過する際支障となる段の敷設を可とした。</p> <p>(適合とした判断根拠) 対象の施設に車いす使用者が単独で来館し、当該室を使用する場合は、施設職員の介添えにより車いすからの移行等を行うこととしている。 このため、当ケースでは、人的対応は十分可能であると判断し、人的対応を条件に適合とした。</p>	
2	地区集会場の例(玄関の上りかまち)
<p>(内容) 地区集会場において、利用円滑化経路内の玄関に上りかまちがあり段差が発生するが、スロープを設置しなくても可とした。</p> <p>(適合とした判断根拠) 対象の施設の性格上、障害者・高齢者等が単独で利用することはない。L施設には可動スロープが設けられ、障害者・高齢者等が利用する場合には、他の利用者の介添えにより対応することとしている。 このため、当ケースでは、人的対応は十分可能であると判断し、人的対応を条件に適合とした。</p>	
3	地区集会場の例(敷地内通路)
<p>(内容) 道等から当該建築物の出入口までの敷地内通路に段差があるが、利用円滑化経路とするための傾斜路を設置しなくても可とした。</p> <p>(適合とした判断根拠) 対象の施設の性格上、障害者・高齢者等が単独で利用することはない。M施設では障害者・高齢者等が当施設を利用する場合には、他の利用者の介添えにより対応することとしている。 このため、当ケースでは、人的対応は十分可能であると判断し、人的対応を条件に適合とした。</p>	

4	診療所の例（敷地内の高低差が大きい）
<p>(内容)</p> <p>道から当該建築物の出入口までの敷地内通路に段差があるが、利用円滑化経路とするための傾斜路を設置しなくても可とした。</p> <p>(適合とした判断根拠)</p> <p>対象の施設は、道路から建築物までの通路の高低差が大きく、高齢者や障害者が単独で歩行して来所することが困難な場所に位置しており、車での来所が基本となっている。</p> <p>このため、当ケースでは、車いす使用者用駐車場からの経路のみを整備することで適合とした。</p>	

(車いす使用者用駐車場・便房・注意喚起用床材等)

1	社会福祉施設（知的障害者更生施設）の例（車いす使用者用駐車施設）
<p>(内容)</p> <p>それぞれの棟に「車いす使用者用駐車施設」を1以上設置しなくても可とした。</p> <p>(適合とした判断根拠)</p> <p>対象の施設は広大な敷地の中にあり、複数の棟から成り立っている。来訪者は、初めに当該施設を管理する事務所・管理棟を訪れる。</p> <p>対象の施設では、各棟への移動については施設職員の案内により対応することとしている。</p> <p>このため、当ケースでは、当該施設の棟全てに「車いす使用者用駐車施設」を設置するまでもなく、事務所・管理棟の駐車場に1以上設置すれば、人的対応は十分可能であると判断し、人的対応を条件に適合とした。</p>	
2	道の駅の例（車いす使用者用便房）
<p>(内容)</p> <p>道の駅の施設内及び敷地内に便所設備はないが、隣地に設置する公衆用便所（車いす使用者用便房併設）の利用を可とした。</p> <p>(適合とした判断根拠)</p> <p>対象の施設は市が、公衆用便所は国が管理しているが、利用形態は一体である。当該施設を利用する車いす使用者の公衆用便所への移動は、施設職員の案内により対応することとしている。</p> <p>このため、当ケースでは、人的対応は十分可能であると判断し、人的対応を条件に適合とした。</p>	
3	小規模な公民館の例（視覚障害者用注意喚起用床材）
<p>(内容)</p> <ol style="list-style-type: none">廊下、傾斜路、利用円滑化経路及び玄関の傾斜路上端の注意喚起用床材について、整備しなくても可とした。案内設備までの経路について、整備しなくても可とした。 <p>(適合とした判断根拠)</p> <p>対象の施設は、1及び2ともに利用者が地域住民に限られ、施設の性格上視覚障害者が単独で利用することはない。P施設では、視覚障害者が来場した場合には、他の利用者の介添えにより対応することとしている。</p> <p>このため、当ケースでは、人的対応は十分可能であると判断し、人的対応を条件に適合とした。</p>	

4	社会福祉施設（特別養護老人ホーム）の例
<p>(内容)</p> <p>「車いす使用者用駐車施設」を1以上設置しなくても可とした。</p> <p>(適合とした判断根拠)</p> <p>対象の施設では、来館者は原則として先に本館へ赴き、受付の後、施設職員の案内で来館することとなっている。</p> <p>このため、車いす使用者用駐車施設を使用するものが単独で来館することはほぼなく、あったとしても事前に把握することができる。</p> <p>利用者がある場合も、施設職員案内のもと、駐車スペース2台分を使用、あるいは車寄せ部分を使用するとのことで、人的対応は十分可能であると判断し、人的対応を条件に適合とした。</p>	